

# 太子町社会教育審議会議事録

日 時 平成 27 年 5 月 21 日（木） 午後 1 時 30 分

場 所 太子町立文化会館 研修室

太子町教育委員会 社会教育課

# 太子町社会教育審議会議事録

## 会議内容

1. 開会
2. 会長のあいさつ
3. 町長あいさつ
4. 議題
  - 1) 地域交流館の使用料について（諮問）
5. 答申
6. 閉会

出席した委員	中村 信義	横山 郁子	大高 かず子
	長谷川洋一	花谷 勝一	鈴木 浩
	是川 賢一	岡田 定	石原 信哉
欠席した委員	科野 新一	西本喜代丸	辻本 加代
	室井美千博	山本 慈乗	
事務局員	教育次長	宗野 祐幸	
	社会教育課長	渡辺 寧	課員 岩本 純平

## ○会長 あいさつ

皆さん、どうもご苦労様です。暑かったり寒かったりする日が続いておりますが、本日は新庁舎に併設される地域交流館の使用料についての諮問がありますので、皆さんの忌憚のないご意見をお願いします。

なお、本会議の議事録は太子町ホームページに掲載されますので、あらかじめご了承ください。

## ○町長 あいさつ

過ごしやすい季節を迎え、当町の新庁舎建設も9月の開庁に向けて工事が進んでおります。この度、新庁舎南部分を地域交流館とし、1階は無料の交流スペース、2階は有料の交流スペースとし、2階部分の使用料の諮問をさせていただきます。皆さまの意見を集約していただき、答申をお願いいたします。

## ○事務局

太子町社会教育審議会条例第6条に「会長は会議の議長となる」とありますので、花谷会長に議長をお願いいたします。

それでは、花谷会長、よろしく申し上げます。

## ○議長

議長を務める花谷です。議事のスムーズな進行にご協力をお願いします。議事に入ります前に、太子町社会教育審議会規則第4条の規定に基づき、本日の議事録署名の委員を指名いたします。中村 信義委員、是川 賢一委員をお願いします。

それでは町長より諮問をお願いします。

## ○町長

太教社教 147 号 太子町地域交流館の使用料についてご審議願います。

○議長

ただ今、町長より「太子町地域交流館の使用料」について諮問を受けました。議案資料として、お手元に地域交流館の使用料（案）が配られていることと思います。資料を基に内容の説明を事務局よりお願いします。

○事務局

（説明）

○議長

事務局より説明がありました。

このたびの諮問は、地域交流館の使用料が妥当なものかを協議していただくものです。皆さんの活発な意見をお願いします。

○委員

各部屋のスペース・設備はどうなっていますか。

また、異なるのであれば同一料金というのはいかなるものですか。

○事務局

各部屋とも机・椅子があり、部屋の大きさはそれぞれ異なります。

使用人数により部屋を選んで幅広い住民の方々に使用してもらう主旨でありますので、同一料金としております。

○委員

研修室の使用目的は？

音楽等の音の出るものを使用してもよいのですか。

○事務局

防音設備等の設置状況がどうなるか、申し訳ありませんが、まだ確認が取れていません。今のところ使用目的の制限を設ける予定はありませんが、開庁時間内であれば大きな音は自主的に配慮していただくことで考えております。

○委員

流しのある部屋はありますか。

○事務局

研修室“2”については流しが2つ程度ついていると聞いております。

○委員

男性料理教室が中央公民館の取り壊しできなくなるので、研修室での流しを増やすことはできませんか。

○事務局

地域交流館については幅広く様々な住民の方々に使っていただくことが主旨になるため、流しを増やすということになりますとその研修室の使用目的が限定されてしまいますので、難しいと思います。

ただ、中央公民館が使えなくなった場合の受け皿は当然考えていく必要がありますので、福社会館等、既存の施設の有効活用に取り組んでいく予定であります。

○議長

運用面につきましては、実際に9月以降地域交流館が稼働してから議論していくほう

がよろしいかと思えます。

○委員

生涯学習の立場からすると、料金をもっと下げるなり、減免対象を個人にまで広げることもよいと思えます。

○委員

毎週、ここの部屋を使うという団体もあるのでしょうか。

○事務局

本来、誰にでも広く開放すべき施設ですので、年間通してこの週のこの日のこの時間を予約できるようにはしていません。

○委員

申し込みの方法は？

○事務局

予約システムを導入することになっており、パソコン、スマートフォンから予約可能です。

○委員

どのくらい前から予約可能ですか？

○事務局

3ヶ月前です。

○議長

中央公民館で活動しているグループの中にはカルチャースクール化してしまっているグループも見受けられます。

新たにできる地域交流館は中央公民館に準ずる施設なのかどうなのか、事務局の方から説明をお願いします。

○事務局

誰でも使いやすい施設を旨としておりますので、年間通しての予約は受付できませんし、使った私物に関してはすべてお持ち帰りいただきます。

決して専有のような形にならないよう、初めての方でも遠慮なく使える施設にしたいと考えております。

○議長

様々な意見が出ました。

それでは、事務局よりまとめの話をお願いできますか。

○事務局

はい。それでは、今までいただきました意見につきまして、まとめていきたいと思えます。まず、換気については、全館換気となっております。また窓についてはスライド式となっており、外気を取り込むことも可能です。また、エアコンの使用料については帰りの際に自己申告により、支払っていただくこととなります。

運営につきましては、実際使用しながら改善点があれば対応していきたいと思えます。また、中央公民館が使えなくなることを踏まえて、既存の施設を含めての有効利用を考えていきたいと思えます。

○議長

地域交流館の使用料については、事務局からの説明にあったように、公民館の使用料及び文化会館の使用料を基本として決定されていると判断し、原案のとおりとすることとし、より多くの方々の利用を願い広報等で周知すること、利用しやすい環境整備に努めることの2点を意見として附したいと思いますが、よろしいでしょうか。

○委員全員

異議なし。

○議長

ご了承いただきありがとうございます。

それではここで答申書を作成します。出来上がるまで少し時間を必要としますので暫時休憩とします。準備ができましたら改めて呼びますのでこの会場の付近でお待ちいただきますようお願いいたします。

————— 休憩 —————

○議長

お待たせしました。答申書案が出来上がりましたので、皆さんで最終確認をお願いします。

(答申書案朗読)

この内容で町長に答申書を渡したいと思いますがよろしいでしょうか？

○委員全員

異議なし。

○議長

よろしいようですので、これを町長に答申書としてお渡ししたいと思います。

○議長

(答申書を朗読し町長に渡す)

以上で、今日の議題はすべて終了しました。議事のスムーズな進行にご協力ありがとうございました。

これにて議長を退任させていただきます。

○事務局

慎重な審議、どうもありがとうございました。

これをもって本日の太子町社会教育審議会を終了させていただきます。

気をつけてお帰りください。ありがとうございました。

太子町社会教育審議会規則第4条の規定に基づき、ここに署名する。

平成27年 6月 日

委 員

委 員